

持続可能な地域づくりの推進に関する協定書

向日市、長岡京市、大山崎町、乙訓環境衛生組合（以下総称して「甲」という。）と サントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社（以下「乙」という。）は、ペットボトルリサイクル事業の実施に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲及び乙が相互に協力して、甲が収集する使用済みペットボトルを、「ボトル to ボトルリサイクル」事業により安定的にペットボトルとしてリサイクルすることを基盤とし、向日市、長岡京市及び大山崎町地域における持続可能な循環型社会形成の推進に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、目的を達成するため、次に掲げる事項について協力し、取り組むものとする。

- (1) ペットボトルのボトル to ボトルリサイクルに関すること
- (2) 資源循環型社会の形成に関する環境学習及び啓発に関すること

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了6か月前までに甲及び乙のいずれかより別段の意思表示がない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず第三者（乙のグループ会社を除く。）に開示及び漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等の処理）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議の上、その都度決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書を5通作成し、甲乙が署名の上、各自1通

を保有する。

令和3年10月21日

甲 京都府向日市寺戸町中野20番地

向日市 市長

京都府長岡京市開田一丁目1番1号

長岡京市 市長

京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地

大山崎町 町長

京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地

乙訓環境衛生組合
管理者

乙 東京都港区台場二丁目3番3号

サントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社

執行役員 SCM本部
包材部長